

「指定短期入所生活介護」及び「指定介護予防短期入所生活介護」

リフレッシュコア中通 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人北杜（以下「法人」という。）が設置する「リフレッシュコア中通（名称）」（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 施設の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 施設の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リフレッシュコア中通
- (2) 所在地 秋田市中通4丁目3-23

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名（常勤兼務）

施設長は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

医師 1人以上（非常勤）

医師は、利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

生活相談員 1人以上（常勤兼務）

生活相談員は、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。

看護職員 1人以上（常勤専従）

看護職員は、利用者の健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助等も行う。

介護職員 8人以上（常勤専従）

介護職員は、利用者の日常生活上の介護、介助を行う。

機能訓練指導員 1人以上（常勤兼務）

機能訓練指導員は、利用者の状況に合わせた機能訓練計画に基づき訓練を行う。

管理栄養士 1人以上（常勤兼務）

管理栄養士は、利用者の献立の作成、栄養指導等の食事管理を行う。

事務職員 必要数

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 施設の利用定員は、1日22名とする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づく額とする。

（1）利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。

（2）利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

（3）相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。

（4）職員は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（5）事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

（1）居住費（滞在費） 重要事項説明書記載のとおり

（2）食費 重要事項説明書記載のとおり

（3）理美容代 実費

（4）前各号に掲げるもののほか、サービスの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適用と認められるもの 実費

3 前項の費用の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と施設設定金額とのどちらか低い額とする。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、利用者に対して領収書を交付する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、施設長に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、秋田市内とする。

(衛生管理等)

第10条 施設は、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(身体拘束の制限)

第11条 職員は、サービスの提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第13条 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。ただし、利用者の自己責任による事故の場合は、責任を負いかねるものとする。

3 利用者及びその家族は、利用者の責任による事由により施設及び他者が損害を被った場合は、連帯して施設及び他者に対してその損害を賠償する事がある。

(個人情報の保護)

第14条 施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第15条 サービスの利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(身体拘束廃止・虐待防止取り組み内容)

第16条

- 1.認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行う事がある。
- 2.身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
- 3.その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営についての留意事項)

第18条 施設は、職員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 随時
- 2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成21年 3月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成26年12月 1日から施行する。
この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和5年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和7年 4月 1日から施行する。